

令和5年第1回美祢市議会定例会会議録（その3）

令和5年3月14日（火曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	岡山隆
11番	高木法生	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	秋枝秀稔	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局副主幹	西山聖子
議会事務局主査	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	藤澤和昭
市民福祉部長	井上辰巳	建設農林部長	西田良平
観光商工部長	繁田誠	会計管理者	山本幸宏
教育委員会事務局 教育次長	八木下理香子	教育委員会事務局長	西山宏史
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤	総務企画部次長	中嶋一彦
市民福祉部次長	古屋敦子	建設農林部次長	市村祥二

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

5 坪井康男

6 三 好 睦 子

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田原義寛議員、岡村隆議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。坪井康男議員。

〔坪井 康男君 発言席に着く〕

○8番（坪井康男君） 純政会所属の坪井康男です。一般質問順序表に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

質問のテーマは、1番目が、美祢市の農業振興策について、2番目が、木質バイオマス利用促進事業の進捗状況について、最後が、美祢農林開発の経営統合の進捗状況、この3つのテーマについて質問いたします。

それでは、まず、美祢市の農業振興策についてお伺いをいたします。

御案内のとおり、美祢市は、中山間地域に位置し、都市化されておらず、言わば農村集落の集合帯であるといえると思います。

過去においては、産業の中心は農業でありましたが、現在では、農業が衰退し、後継者がいない状況にあり、農家そのものが大幅に減少しているものと考えます。

農業を主体として就業してる人、すなわち認定農家は、集落で2ないし3戸のみになっており、農地のほとんどは、集落営農法人及び認定農業者に集積をされている状況にあると考えます。

次に、農業に従事している人は、ほとんどが高齢者であり、農業法人といえども、後継者がいないという悩みを抱えているものではないかと思えます。

農業は、定年退職に従事する人が大半であり、若い人の就農がほとんどない状況ではないかと思えます。

そこで質問ですが、以下のことをお伺いいたします。

1点目、美祢市の農家戸数は、全体で幾つありましようか。そのうち、認定農業者、集落営農法人数は、それぞれ幾つありますか、お伺いします。

2点目、認定農業者が集積している農地の面積は、全農地のおよそ何%でしょうか。また、農業法人の所有状況は、全農地の何%でございましょうか。

3点目、美祢市における50歳以下の農業従業者は、何人ぐらいでありましようか。この3点についてお伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 坪井議員の御質問にお答えします。

議員御質問の数値については、5年ごとに調査をしております、2020年農林業センサスの数値を基にお答えをいたします。

まず、総農家数は1,692戸、認定農業者数は103経営体、そのうち集落営農法人数は26経営体であります。

次に、全耕地面積のうち、認定農業者の集積率は38.1%で、そのうち集落営農法人の集積率は20.1%であります。

次に、60日以上農業に従事した人は1,532人であり、そのうち50歳未満の方は100名で6.5%であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） ありがとうございます。

そのような農業の実態であるということでございます。

今、ここに、全国農業会議所が発行している令和5年度経営所得安定対策と米政策と題するパンフレットがあります。これです。これは、農協の加入者に配布されていると私は考えますが、この中に、4つの重点施策が掲げられています。

1点目が農業者（参事）の主体的な取組による需要に応じた生産の推進——需要に応じた生産の推進、2点目が作付転換への支援、3番目が経営所得安定対策、4番目が収入保険制度とこのようになっています。

国の農政に依存してきた農業が今後どうして生き残っていくか、様々な模索が行われていますが、決め手となる方向がなかなか定まらない、このような状況にあると考えます。

そこで、2番目の御質問ですが、農事組合法人の株式会社化であります。その内容は、およそ次のようなものでございます。

農事組合法人制度は、その目的が農業生産の協業化を図ることである。そういうことから、法人の行いうる業務は、共同利用できる施設、これは、農機具の共同所有とか、あるいは共同防除等、このような共同利用できる施設の設置及び農業の経営とそれに附帯する事業のみに限定されています。

しかしながら、農事組合法人の中には、農業を営みつつ、さらなる事業の多角化を図りたい。また、共同組織に由来する員外利用制限とが、現在の事業展開に支障になっている等から、こうした制限のない他の法人類型に組織変更を検討しているところもあるようでございます。

このような場合、農事組合法人を一度開催して、改めてその法人の構成員が出資して、別の法人を設立すると、いろんな問題が生じることになるから、このような障害をなくし、円滑に変更のための規定を設けて、農事組合法人を株式会社にする案の検討が進められていると、このようにお聞きしています。

美祢市のような中山間地の農業が、今後どうして生き残っていくのか。補助金に依存せず、株式会社で、経営の成り立つ農業に転換していくことが可能なのか。

こうした問題について、執行部に何か具体的な御所見があればお伺いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 坪井議員の御質問にお答えします。

本市で設立された農事組合法人は、農業協同組合法に定められた法人で、農業生産において、共同して作業することで、組合員共同の利益増進を目的としており、集落営農を維持、発展させる目的などに適した形態であり、農業以外の事業が行うことができないのが実情であります。

他方で、会社法に基づく会社法人には、株式会社、合同会社、合資会社、合名会社があります。農業を営みながら、六次産業化などの事業の多角化や、農業以外の事業実施に際して、農事組合法人から株式会社化が行われております。

農業以外の事業の例としては、レストランや民宿、買物代行や除雪作業などの事例があります。

このほか、複数の農事組合法人が、1つの営農組織として再編や広域化される際、多角的に経営を行うための株式会社化される事例があります。

本市においても、農協出資型法人として、平成31年3月に、秋芳管内の集落営農法人や大規模認定農業者を中心に、農協出資型法人株式会社カルスト秋芳が設立されており、ドローンによる防除や機械の共同利用などに取り組まれております。

こうした先進的な取組を受け、他地域においても法人化や認定農業者との連携について、断続的に協議を進めている状況にあります。

本市における農業の耕作条件としましては、中間農業地域水田型や山間農業地域水田型に分類され、都市的地域や平地農業地域と比較して条件不利地域であります。農業生産活動が維持継続できるよう、可能な限り国や県の補助、あるいは助成制度を活用し、関係機関からも様々な支援をいただきながら、本市の基幹産業である農業振興に取り組んできたところであります。

これまでに、米政策への対応として、水田活用直接支払交付金の活用、地域農業の担い手となる農業集落法人や認定農業者などへの経営基盤強化につながる機械導入等の支援や、助成金の確保のほか、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業などを活用し、耕作放棄地の発生防止など、農地保全の取組を支援しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、昨今の農業をめぐる国の動向も著しく変化しつつあり、農業所得が伸び悩む中、高齢化や後継者不足は深刻な状況となっており、農業離れや農地荒廃の危機に直面をしております。

市の有する多面的機能の維持増進を図りながら、中山間地域の農業振興に向けて、多様な担い手による特色ある農業生産を促進することが重要であると考えております。

したがいまして、これまで講じてきた様々な取組や農業基盤を活用し、社会ニーズも勘案し、最新の技術導入も図りながら、継続的に安心して農業が行われるよう、農家に寄り添って農業振興を図ってまいります。

国の動向には、引き続き注視しながら、県や関係機関とも連携をして、可能な限り国や県の補助や助成制度を活用し、関係機関からも様々な御支援をいただきながら、多角的な収益の増加につながる取組に対して支援をしてまいります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） どうもありがとうございました。

私は美祢市で、株式会社化された法人があるというの初めて知りました。やっぱりそういうことだったんだなと思いました。これが決め手になるっていうわけではありませんが、1つの方向だろうというふうに思います。

それでは、次の、これが、この農業振興の、私の質問のメインのテーマでございますが、耕・畜連携、地域化というふうに通告書では書いておりますが、このことについて、お伺いをしたいと思います。

これまで、既に農耕者から畜産業者に対して、飼料米、それから稲発酵素飼料、これ私、今回勉強して初めて知ったんですが、英語でWCSというそうです。これは、ホールっていうのは全体の、クroppっていうのは工作物です。それからサイレージというそうですが、何か、稲を発酵させて飼料にすると、そういうものだそうです。私、現物を見たことありませんので、抽象的な表現しかできませんが、こういうものとか、今、農耕者から畜産業者に向かって供給されてるもんです。飼料米それからWCS、それから稲のわら、これを農耕者から畜産業者に提供していると。逆に、畜産業者から農耕者へ、牛糞を堆肥化して提供する。この飼料、資源、循環の仕組みが部分的には存在してるということのようです。

このような耕・畜産連携にもう1つ、酒米を含む米加工業者を加えて、3つの局を一体化した地域循環型の仕組みの形成が推進できないかというのが、今回の質問のメインテーマでございます。

それで、今申し上げたように3つの局があります。農耕者、それから畜産業者、それからもう1つ、酒米、簡単に言えば酒造業者ですね。そういう3つの局がある。この3つの局を相互に循環させながら、農業振興を図る、そういうことが大々的に進められないかというテーマでございます。

で、このような地域循環型のネットワークを形成するためには、畜産業者における牛糞堆肥化製造施設、この設置が必須要件となります。

既に、於福には、農協が設置された堆肥製造施設がある、このように聞きますが、ここはうまく稼働しているのでしょうか。私、見たことないのでよく分かりません。

また、既に大規模な堆肥製造設備を設置し、高価な堆肥を製造販売している畜産業者に対して、これ既にありますが、行政として補助金を出し堆肥を安価に耕作者、米、野菜の生産者に提供し、付加価値の高い農産物の生産を増加することはできないでしょうか。

さらに、酒米の生産者、これは農家です。それから酒造業者、さらに酒造業者から畜産業者へ3つの局を中心にした循環型のサイクル、これが、地域農業の活性化に大いに寄与できるのではなかろうかなど。農業といえどもどっかがね、物すごく元気に事業を展開しておれば、周りも既にその波及効果があろうかこのように私は思ってるんですが、このような考え方について、美祢市としては、何か支援が考えられないでしょうか。これが、この問題のメインのテーマでございます。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 坪井議員の御質問にお答えします。

資源循環型農業とは、米や野菜などの農産物を収穫した後のわら、収穫くず、あるいは豆腐や日本酒を製造する際に出るおからや酒かすなどの食品残渣が家畜の餌となり、その家畜の糞から堆肥が作られ、その堆肥が農産物——その堆肥で農産物が育つ、このように有機資源を循環させながら、農産物を生産する営みであり、気力を維持し、持続性の高い農業形態であります。

近年、環境問題への関心が高まりつつある中、堆肥等の有機質資源の活用や化学合成農薬、化学肥料の削減など、環境に優しい農業生産への取組が活発化してきており、農業、農村における持続可能な開発目標、SDGsの達成にも寄与し、生物多様性保全や地球温暖化防止にも貢献できると期待をされております。

国は、令和2年4月に有機農業の推進に関する基本的な方針を改定しました。さらに、令和3年5月には持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに14の目指す姿と取組方針が示されたところであります。

その中の環境保全の取組では、化学農薬使用料の50%低減や、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指すことや、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、面積で言いますと、100万ヘクタールに拡大することなどを目指す姿が示されました。

こうした中、世界的に穀物需要の拡大や肥料原料の逼迫、原油価格及び海上運賃の上昇、円安などによる生産者の肥料購入価格は大幅に上昇をしております。

また、畜産飼料や配合飼料価格も大幅に上昇していることから、農業経営や畜産経営への影響を緩和することを目的とした支援を行ってはおりますが、それらの高

騰対策の根源を解決するには至っておりません。

議員がお示しされた、本市での資源循環型農業は、食品残渣の保存、運搬、給餌料、給餌方法や既存堆肥製造施設の生産能力や貯蔵能力、運搬、散布の方法や実施者、また、耕種農家の確保など、こういったことに関連する食品加工者、耕種農家、畜産農家のそれぞれにとってメリットがなくてはなりません。

昨今の肥料高騰を背景に、化学肥料を減らし、堆肥を活用する循環型農業への関心は高まっており、こうしたことを受け、昨年8月に設置した美祢市有機農業推進ワーキンググループでも、耕・畜連携による堆肥の活用や土づくりによる有機質資源の地域内循環利用について協議を重ねております。

加えて、畜産飼料や配合飼料価格も大幅に上昇していることから、資源循環型の農業の取組検討は、まさに時宜を捉えた対応であると評価をしております。

しかしながら、こういった取組に当たっては、先ほど申し上げた食品加工者、耕種農家、畜産農家、それぞれの意向やそれぞれにとってメリットが発生する体制づくり、また、その調整役などの解決すべき様々な課題があることから、議員の御提案も踏まえまして、実効性のある取組が可能であるか、関係機関とも協議しながら、研究のほうをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 先ほど申し上げました、3つのグループといたしますかね、農耕者グループ、これはもう野菜農家も含めてです。それが1つ。

それから、もう1つは畜産業者、もう1つは、堆肥になる原料を供給する先になるかと思えます。

それで、循環型ですから、どっからスタートするんかっていうのがはっきりしないんですが、私は、先日、ある畜産業者のところに行って見学をさせていただきました。行ってびっくりしたんですがね。堆肥っていうから私は今まで、頭が古いですから、牛のダヤが昔ありました、私の家にも。そこで牛糞が出るんで、それを何かでちょこちょこっと加工なり、あれして、広い堆肥にすると、そんなイメージでしたが、私が見学行った先は、とてもじゃないけど、物すごいんです。牛舎が、長い牛舎がありました。その後ろが、牛糞を載せた運搬車がぐるーっと回って、そして、最後は、堆肥で出てくるんですよ。それが全部自動化されてました。

で、美祢市に、ほかに、そういうところあるかどうか私分かりませんが、やっぱりそういう、これ非常に先端的な事業取組をしておられるところですがね。そういうところが、あと二、三か所出てくれば、堆肥の供給というのはかなり拡大していくんじゃないかと思います。

それで、どっからスタートするんかということなんですがね。私はできたら、大手の畜産業者の方にね、堆肥製造施設というんですか、何ていうんですかね、それをやりたい。市が補助金でももらえるかと、こういう話が出てくることを実は期待しております。

そのことについて、どっかほかにないでしょうかって、畜産業者でね。そういう方がいないでしょうかって、これ質問っていてもお分かりにならんけれど、どうでしょうかね。ないでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

議員が言われますように、まず、畜産農家、こちらのほうでの堆肥製造ということなんですが、こういうふうな施設ってということにつきましては、牛舎を含めて、国のほうでの補助制度というのがあります。

で、議員が言われる、個別名は別にしましても、過去にそういうふうな牛舎を含んだところでの補助制度を使われて、そういう施設の構築っていうのをされたと思います。で、それは非常にその堆肥っていうのが、非常に評判がいいといいますが、非常に需要が大きいということでもあります。

こういったようなものを、美祢市内の他の畜産業者、これが追随して行っていたくってということに尽きるわけですけども、現状から言いますと、今現在の畜産農家でのそういうふうな、もう一步踏み出るっていうところについてのお話っていうのは、今のところはちょっとお伺いしてないのが現状でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） さっきお伺いをした於福に、堆肥製造施設があるやに聞きましたが、ここはうまく稼働しているんでしょうか。

これは農協がおやりになってると聞いておりますが、そこら辺どうでしょうか、お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

農協が設置しております堆肥センターが於福にございます。容量といたしましては、500トンが製造できる能力を有しておりますが、現状での利用につきましては、ハウレンソウ部会、それからアスパラ部会が一部を利用されておる状況でありまして、機械等も壊れているということで袋詰め作業はできないということでありまして、大口の農家で運搬までをして、農家の方が散布するという形態を取っておることから、限定的な使用にとどまっておるのが現状でございます。

なお、そこを今度、先ほど、答弁でもいたしましたように、有機農業の機運が高まっている中で土づくりの観点から、堆肥をどのように活用していくかということテーマに協議を進めておりますので、そちらの施設の改修に向けて、あるいは、農家に堆肥の活用をどのようにしていくかということ、今後、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） コロナ禍の影響を受けたのかもしれませんが、新聞とかテレビの報道を見てみますと、何かネガティブなことばかり表に出てくるように感じます。

人口が減少して大変だ大変だって、それはもうみんな分かってるわけですからね、そんなこと言わんでいいんですよ。だから、何か今後につながるような1つの起点をつくると、それが物すごく大事じゃなかろうかと思います。

私は、この問題、今日が初めてです。これからも、この問題について、毎回でも質問を続けていきたいと思っております。後で言います美祢農林開発、私が平成25年に初めて言い出しました。それがやっと、今回、実を結びました。

私は、10年単位での活動目標として、この問題を、今日初めて取り上げました。今後もそれぞれ、継続的にSDGsです。持続可能な形で質問を続けます。

それでは、次の質問に大きなテーマに移らせていただきます。

2番目の木質バイオマス利用促進事業の進捗状況の質問でございます。

この問題につきましては、私が最初に一般質問したのが3年前の令和2年9月でありました。この年、令和2年度予算概要書にはこう記載されています。

木質バイオマスエネルギーの地産地消システムの構築とその取組を端緒にして、秋吉台の保全と地域の環境、経済、社会面での波及効果をもたらす地域環境共生圏構築に向けた仕組みをつくると、このようになっていまして、この令和2年度には1,300万円が計上されております。

それから、早いもので、もう3年たってしまいました。

この木質バイオマスエネルギーの地産地消システムの構築について、その後、どのように進んでるか、お伺いします。

で、木質バイオマスエネルギーの地産地消システムは、バイオマスチップ、あるいはまた、それを圧縮したペレットを製造する部門と製造されたバイオマスチップ、もしくはペレットを燃料として、利用する部門の両面の事業があります。

まず、秋吉台リフレッシュパークにあります、トロン温泉の燃焼設備の設置状況について、御答弁をお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

秋吉台リフレッシュパーク、景清洞トロン温泉の木質バイオマスボイラーの整備状況につきましては、令和4年度事業といたしまして、導入する木質バイオマスボイラーの機種及び導入事業者を選定をいたしたところでございます。

選定に当たりましては、美祢市木質バイオマス利用促進協議会において、専門的な知見を踏まえ、御議論をいただき、決定をいたしてまいりました。

令和5年度には、林野庁の森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助メニューの木質バイオマスエネルギー利用施設整備事業を活用し、工事の実施設計を行うとともに、設備、電気、建築に関わる工事や、バイオマスボイラー等の機器購入を行うことといたしております。

なお、稼働開始時期につきましては、工事や機器設置を終えた後、試験運転を経て、令和6年4月を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 燃焼部門のほうの準備は着々と進んでおると、このように受け止めました。

で、大事なのは、こう言うっては、大変御無礼ですけども、計画はね、見事に執行

部、おつくりになるんですわ。そりゃあ立派です。即座に。あつという間に。えっ、こんなのがもうできたんかと思うぐらい、本当に立派です。

ところがね、その計画倒れっちゅうのが結構多いんですわ。いつの間にか黙っとると消えてしまったというあれがありますんでね。今回この問題についてはきちっと、前に進んでおるといふふうを受け止めて、安心をいたしました。

次に、今度は原料となるバイオマス、これチップですかね。そちらのほうの製造部門について、当初は、美祢市自体が、あるいは誰かにお願いして、チップ製造工場を造るやに計画されていたと思いますが、途中でいやそうじゃなくて、別のやり方をするよということになったかと思いますが、市民に分かりやすく御説明をお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 坪井議員の御質問にお答えします。

木質バイオマス熱利用システムの導入に向けて、チップ生産拠点の整備については、美東町の十文字事業用地の一部及び周辺用地を整備することとし、令和4年度当初予算に必要な経費を計上しておりました。

しかしながら、コロナ禍、また、世界的な物価上昇や円高など、様々な要因により——円安、すみません。円安など、様々な要因により、想定よりも整備費が増大する見込みとなったことから、本事業の検討を始めた当初に調査・検討をしながら見送っておりました、市内チップ工場との連携について、改めて確認を行ったところであります。

そうしたところ、チップ工場の稼働状況に余力が生じているとのことであったため、原木乾燥は十文字事業用地の一部をそのまま活用し、チップング作業のみをチップ工場において行い、チップング後は、トロン温泉へチップを直送する方法について、コスト計算を行うとともに、関係者間での協議、検討を重ねてまいりました。

その結果、トロン温泉へのチップ供給量であれば、需要側、供給側の双方が無理のない価格で、チップの供給が可能であることが確認できたところであります。

この事業においては、景清洞トロン温泉へのバイオマスボイラー導入をパイロット事業と位置づけており、その効果を検証した上で、地域の理解を図りながら、その他の施設への段階的なバイオマスボイラーの導入を目指しております。

ボイラーの導入数が増えることとなれば、当然供給量を増やさなければならない

ため、その際には、チップ生産拠点を整備する必要があるのではないかと考えております。

したがいまして、パイロット事業の段階においては、チップの供給は、市内事業者との協働により行い、チップ供給の最適化を図りたいと考えておりまして、直近でのチップ生産拠点の整備を行わず、当初予算に計上した事業費についても、今議会に提出した補正予算において減額することとしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） よく分かりました。当面は、民間業者からチップを購入して、トロン温泉に直送すると、こういうことをごさいました。それはそれで答弁結構だと思いますが。

私が、バイオマスエネルギーの利用について、もう何年前ですかねえ、七、八年前ですかね、岡山県の真庭市っていうのがあります。あそこはもうこういうところの宝庫なんですよ。そこを見学して、そこから情報を得て、神戸の温泉があるんです。そこに、バイオマス燃料を使った温泉がありまして、そこに見学に行きました。そのときからの問題意識でございます。

で、何わともあれ、具体的に、事業が進んでるということを聞いてほっといたしました。トロン温泉で、これを利用することによって、要するにメリットはどのぐらいのメリットがあるのかということが、皆さん、まだあんまり周知されていないので、何かメリット試算をされたら、こういうふう聞いておりますので、そのデータを公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） データあります。繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの坪井議員の再質問にお答えをいたします。

令和3年2月に取りまとめました、秋吉台の保全地域循環共生圏構築に向けた木質バイオマス熱利用面的導入実行計画策定事業におきまして、成果報告を取りまとめしております。

その中で、景清洞トロン温泉のチップボイラー導入メリットということで、年間のメリットを、一定の試算に基づいての算定になりますけども、年間793万2,000円の効果が出ると試算をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） バイオマスチップ導入によるメリット効果は、まだきちんと算定されていないということですが、今、年間700万円とおっしゃいました。これ、大変ですよ。そのときの灯油代は幾ら前提にしておられるか知りませんが、今120円ですよ。何回も私申し上げますが。

普通灯油代というのは五、六十円ですわ。灯油が一番税金かかってないんですよ。だから、それが120円もなってるっていうのはね、これ信じられないぐらいの高騰でございます。

そういうことを念頭に、ひとつぜひ並行して、メリットの計算もしていただければ、このプロジェクトの推進に弾みがつくんじゃないかと、このように思っています。

以上で、この問題についての質問を終わります。

それでは、最後の質問の美祢農林開発の経営統合問題についてお伺いをいたします。

美祢農林開発株式会社問題につきましては、実は10年前の平成25年9月議会で、美祢農林開発株式会社の当面の課題と今後の対応について、初めて私がこの問題について一般質問しております。10年前です。あっという間に10年たちました。したがって、私にとりましては、誠に感慨深いテーマでございます。

令和5年度の竹材等資源活用事業として、2,516万4,000円が計上されています。

これは、本年6月末をもって、この事業を運営しておりました美祢農林開発が経営統合されて、同社が取り扱っていた刑務作業としての、竹箸製造業及び指定管理業務としてのタケノコの水煮業務を今後、それぞれ別の民間会社へ移管されることを前提にした予算額です。令和4年度と比較して、全体で予算額が400万円減額されております。

先日、開催されました総務企業委員会において、美祢農林が指定管理業務として事業を担っていた農林資源活用施設の指定管理料が、令和4年度が1,266万6,000円であったのが、令和5年度、900万円、1,566万6,000円が900万円になります。さらに令和6年度では700万円と、それから、令和7年度では351万円、このような御答弁であったと思います。このように、大きく美祢市の負担が減少すると、このような見込みになっています。

で、2つの業務、つまり刑務作業と指定管理業務、民間に移管するメリットとして、これほどの金額が見込まれていると、驚異的だと私は思っています。

そこで、刑務作業としての竹箸製造業を引き受けていただく予定の刑務作業継承先について、どういうところか御説明を願いたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

竹箸の製造に関しましては、地域資源の有効利用による地域の活性化を目指し、美祿社会復帰促進センターの刑務作業との連携により、市流域の竹を使用して生産しており、製造された竹箸は市内の飲食店を中心に販売、御利用いただいております。

この取組は、竹林の繁茂対策による森林の持つ多面的機能を取り戻すことや、竹資源の有効活用による森林所有者の所得向上の観点からも、公益性が高く、美祿社会復帰促進センター誘致の際に、刑務作業への協力を掲げていること等、政策的要素が強いことから、平成20年から現在に至るまで、第三セクターである美祿農林開発株式会社が主体となって取り組む共生のまちづくりのシンボリックな事業となったところであります。

さて、このたび、美祿農林開発株式会社が現在行っている事業を民間事業者へ委ねることが可能か否かを中心に、サウンディングの手法を活用し、市場性や課題等を把握することを目的に、民間事業者との直接の対話による意見を伺ったところであります。

この中で、竹箸について、付加価値を高めることは可能であり、それによる売上げの向上が見込まれること、竹箸以外の製造の開発、製造も可能であること、出所者支援につながるモデル的な事業となり得ることなど、地域の竹資源を活用した美祿社会復帰促進センターとの連携した取組に対して、肯定的な意見があり、竹の利用促進のために、行政と連携して取り組むことは可能であるといった意見があったところであります。

また、こうした事業を自走させるためには、竹の利活用促進を行政と連携して取り組めるよう、様々な提案があったところでございます。

現在の竹箸の製造は、竹林繁茂対策、竹資源の有効活用の取組、さらには、美祿社会復帰促進センターとの連携、共生のまちづくりによるものでありますが、竹林

の繁茂対策による竹資源の有効活用を発展的に進めるため、竹箸製造事業の工程の見直しや販売戦略、竹箸に限らない製品の開発製造のほか、竹資源の利活用に対する関心を高め、理解の促進を図るなど、竹資源の利活用に関するプラットフォームづくりが必要と考えております。

したがいまして、次年度以降においては、これらの取組を一体的に取り組める事業者を選定し、業務委託とする形で実施することとしたところであります。

なお、事業を委託する事業者の選定につきましては、速やかに公募等の所定の手続を経て決定してまいりたいというふうに考えております。

竹資源の活用は、本市の地域課題の解決のみならず、脱炭素化を掲げる社会全体の課題解決にもつながる取組であります。

本年7月からは、新たな事業者のノウハウと発想を生かし、引き続き美祢社会福祉促進センターとの連携の下、画期的な事業展開につなげ、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも計画する、行政がつなぐ仕事づくりを実践してまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 大変いい方向で仕事が進んでるということでございます。

が、私ね、実は、この質問するに当たりまして、平成19年、実質的には平成21年からですかね、美祢農林開発株式会社に対して、いわゆる補助金が幾ら支払われていたかということをごっと洗ってみました。13年間、平成21年度から令和3年度までです、4年度はまだ数字がありませんので。13年間で、市とそれから、一部国からの補助金が出てました。平成二四、五年にですね。合わせまして2億4,500万円です。2億4,500万円が、いわゆる竹箸の製造業務に係る補助金として出されています。年平均にしますと、1,900万円ですよ——約2,000万円のこれだけの補助金が出されていますと。

今後7月以降、美祢市と民間会社は、多分業務委託契約になるかと思いますが、この委託料は、年間どのくらいだと想定されているか、お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

新たに、民間の会社と委託契約を令和5年7月から結ぶ予定としておりますが、

業務といたしまして、竹をテーマにした利活用の推進業務という内容になろうかと、現在構築をしておるところでございますが、委託料につきましては、7月からの9か月間で602万1,000円を予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 随分と景色が変わるなと思いました。

それで、指定管理業務をさっき申し上げたように、大幅に市の財政負担が減りますよ。それから、竹箒のことにつきましても、相当額減りますよと、こういうことでもございまして、大変私は、この10年間一生懸命、事あるごとに一般質問しましたが、やっと終着駅に届いたかなという思いで、誠に感無量です。

最後ですが、一言、篠田市長ね、美祢農林開発、この6月末をもって業務終了です。市長の感想なり、御所見なりを一言で結構です。あと2分ありますから、よろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

この本会議の場で、以前、坪井議員から3,000万円以上の補助金、また指定管理委託料を出し続けるというのは、市として、リスクはどうかという質問がございました。リスクがあるというふうにお答えしたところでございます。

本当になかなか三セク統合難しかったと思っております。

というのは、以前からですね、やっぱり実際に、この事業スキームをどう継続していくか、本当にプレーヤーがいるのかっていうのが最大の問題でありました。このサウンディング調査、本当に職員が頑張ってくれたというふうに思っておりますし、また発展的な事業展開が可能であるというふうに私自身捉えております。

実際に現場で働いてくれる農林開発の職員もいるわけでございます。その職員も、本当にみんなが前に向けて進めるよう、こちらのほうもバックアップしてまいりたいと思っておりますし、どうぞ御理解と、また引き続きの御協力をお願いできればと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） ありがとうございます。

私も10年来の肩の荷がおりてほっとしております。非常にアイアムベリーハッピーです。ありがとうございました。これで終わります。

〔坪井康男君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○12番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。

美祢市の将来像「若者・女性・地域がかがやき 子どもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」」をテーマに、4点お尋ねいたします。

まず1点目、高校生議会の開催についてお尋ねします。

美祢市の将来を担う高校生からの行政一般について問う高校生議会の開催をお考えかどうかお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

議員御提案の高校生議会につきましては、平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、近年は全国の自治体での開催事例がございます。

山口県におかれましても、次代を担う県内の高校生が、県議会の役割や県行政への理解と関心を高めることを目的に、平成27年度から山口高校生議会という名称で毎年開催されており、昨年11月に第8回を迎えられました。

高校生議会だけではなく、地元の小学生や中学生を対象とした子ども議会なども、地方議会や自治体によって行われているところであります。

なお、本市においては、平成30年8月に市制施行10周年記念事業として、本市教育委員会が中心となって中学生議会を開催しております。

この事業においては、美祢市の将来を担う中学生が議会という場を経験することで、本市の現状を見つめ、市政に対する自分なりの意見や考え方を持つ契機となっ

たこと。また、主体的に社会参画しようとする意識の醸成が図られたものと考えており、参加した子どもさんたちにとっては、大変意義深い催しであったと思っております。

さて、本市における高校生議会の開催についてであります。

本市には現在、県立美祢青嶺高校及び私立の成進高校の2校がございます。

高校生議会の開催に向けては、市議会との間で主旨を整理するとともに、両高等学校はもとより、県教育委員会など関係機関の御理解と御協力が前提となります。

また、参加者選定や開催時期、形式、内容など、学校側と調整を要する問題も想定されます。

しかしながら、高校生が地域や社会の課題解決を自分の問題として捉え、自ら考え、自らが——自らが判断していくといった主権者教育の観点からは、非常に有効であると考えております。

次代を担う地元の高校生たちに、市政への理解と関心を持つ機会を創出することは、本市の将来につながることとなり、また、高校生の自由闊達、そして柔軟な意見や提案に触れ、若者の趣向に届く、これからのまちづくりのヒントを得る機会としても捉えております。

したがいまして、現時点では多くの課題を解決する必要がありますが、前向きな取組として、高校生議会の開催については、今後、議会とも調整が当然必要になるかと思えます。関係機関と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 若者が輝くためにも、ぜひよろしく願いいたします。

2点目ですが、経済状況が子どもに及ぼす影響についてお尋ねいたします。

日本の子どもの貧困率は13.5%、7人に1人が貧困ラインにあると言われております。

深刻な貧困と格差の拡大を生み出し広げたのは、働くルールを壊して低賃金で働く非正規雇用の労働者を増やしたこと、政府——この政府の施策にあると思えます。

こうした親の経済格差が子どもの学力に影響を与え、教育格差となって表れているという指摘もあります。

経済格差と教育格差が関連している背景には、特に、学校外教育の存在があるとのことです。

文科省が発表した平成30年度の子どもの学習費——学習費です——学習のお金、学習費調査によると、公立中学校に通う子どもがいる世帯の教育費の中で、学校外活動費が62.8%を示しているということです。

それで、所得が低い家庭ほど、この学校外活動費が少なくなっているということです。

このことは、学習塾や習い事、スポーツや音楽などの文化的な体験、公設塾minetoなどの学校外学習の参加も、経済学者による——格差によって、貴重な体験が失われてしまっているということになります。

この教育格差を救う道はないものかと、あれこれ考えました。市で対応できることはないだろうか。考えているうちに、就学援助制度の拡充ではないかということに至ったのです。

就学援助制度は、経済的な困難を抱えている子どもに、義務教育を保障するための命綱です。子どもの貧困が深刻な問題になっているときに、政府は、2013年——平成25年ですが、生活保護基準を引下げました。今まで受けていた就学援助が受けられなくなった世帯もあるということです。

美祢市の就学援助の基準率は、生活保護基準の1.3倍ですが、これを1.5倍まで引上げ支援する制度にはできないか、お尋ねいたします。

中学校に入るとき、生徒たちが「部活は何に入る」と、楽しい会話です。美祢市の就学援助制度を見ますと、クラブ活動費の支援がありません。クラブ活動には、社会性や忍耐力が身に着くなど、多くのメリットがあります。卒業アルバム代もありません。アルバムには思い出が残るもの、社会に出て苦難に直面したとき、アルバムを見て学校生活を思い出し、頑張る力になる、また、勇気づけられるなど、支えになるものです。

国の基準では、クラブ活動費、アルバム代は支給の対象になっています。この2つを就学援助制度の支給対象にしていだけないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好議員の御質問にお答えします。

現在、美祢市教育委員会で支給している就学援助費について交付対象となる方は、

美祢市就学援助費交付要綱の規定により、生活保護費の支給対象ではない方のうち、複数要件がある中で、市民税の非課税世帯や国民年金保険料の減免世帯、世帯の前年中の収入が生活保護基準の1.30倍以内である方などとなっております。

生活保護基準については、国により物価指数などを鑑み、5年に一度見直しが行なわれており、教育扶助費などの基準額については毎年見直されております。

就学援助費支給の判定に当たり、家族全員の収入などから、社会保険料や医療費控除、生活保護基準の基礎控除を控除して収入額を求め、教育扶助費などの需要額を算定し、需要額に対する収入額の比率が1.30倍以内であれば、就学援助費を支給いたします。

本市では、生活保護基準が見直されるたびに、支給要件が厳しくならないように検討し、現在は平成25年度の生活保護基準を基に算定しております。1.30倍という比率については、毎年行われる国の就学援助実施状況調査などを基に、妥当性を検討しております。

令和4年度の調査によると、1.20倍から1.30倍以下という自治体が全体の42.5%でありましたが、この調査において、令和3年度の生活保護費と就学援助費を受けている児童生徒の割合は、本市では16.4%、山口県では17.9%、全国では14.3%で、大きな開きはなく、本市の基準については、おおむね妥当なものだと考えております。

議員御提案の交付要綱の規定を変更し、支援の対象となる方を増やせないかということについては、今のところ、交付要綱の規定を変更することは考えておりませんが、生活保護基準の見直しにより支給要件が厳しくならないよう、今後も就学援助費の支給要件の妥当性を検証し、必要があれば見直しを検討してまいります。

また、公設塾minetoに通塾される御家庭に対しての支援については、美祢市公設塾実施規則により、生活保護費や就学援助費の支給を受けている御家庭は、通塾費の月額1,500円を全額免除することになっております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） どうかよろしく願いいたします。

経済格差が教育格差になっては困ります。子どもたちを救いたいと思います。

就学援助制度は、先ほどもありましたが、困難な経済的な子——経済的に困難を

抱えている子どもに義務教育を保障するための命綱です。子供の貧困が深刻な問題になっているときに——すみません、同じこと言った。（発言する者あり）そうですね、すみません。深刻になっているときに、政府は引き下げています。こうした中で、今まで受けていた就学援助が受けられないということになっているそうです。

それで、先ほど申し上げたように、子どもの貧困が問題になっています。就学援助を受けている世帯は無償になっていますが、就学援助は一定の世帯に限られています。

先ほどもありましたように、収入の他——収入——所得ですが、子どもの両親だけでなく、祖父母や兄弟と同居した場合には、世帯全員の所得が合算されるから、就学援助を受ける世帯が狭まってきます。

そこで、学校給食の無償化、全ての世帯を救う、分け隔てなく支援できるものと思います。

そこで、学校給食の無償化についてお尋ねします。

先ほど言ったように、学校給食無償化は、就学援助が受けられない方たちにも、この——分け隔てなく支援ができるものと思っています。

給食無償化は、昨年1月の時点で、全国で255の自治体に広がっています。隣の萩市も、今年度から小学校、中学校と無償化になっているようです。

無償化は、保護者の強い願いです。以前に実施した年間——以前に——以前に実施に——美祢市としての実施では、年間7,500万円が必要との回答——答弁もいただいています。住民の望むことを考慮し——試行錯誤——住民が望む市民——望むことを試行錯誤しながら実現していくことが、自治体——地方自治体の役目と思うのです。

少子化、過疎化、子どもの貧困問題を背景に、手厚い支援で、若者、子育て世代の流出を食い止め、新しい住民を呼ぶこともできると考えます。

市長は、想像を超える人口減少とっておられます。魅力的な対策を打つべきではないでしょうか。

新型コロナウイルス——ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡大で——臨時交付金の拡充で創出されたコロナ禍における原油価格、物価高騰対策分など、いろんな交付金がありますが、こうした交付金を活用して、期限——限定で実施する事態——自治体も広がっています。

美祢市では、対応をされたいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

三好議員からは、これまでも御質問をいただいているところでございますが、これまでの私の答弁と変更はございませんが、これまで私が申し上げておりますのは、給食センターの稼働開始と併せて、学校給食費の公会計への移行を考えており、その際に、給食費の負担軽減策については、将来の財政状況も鑑みながら検討してまいりたいということをお答えしております。

今、コロナの交付金を充てて限定的にやったらどうかという御提案でございます。そういう自治体もあるのも承知しております。補助とか支援制度は、将来にわたって継続的な制度設計が重要であるというふうに考えております。

したがいまして、学校給食の完全無償化に踏み切った場合、やはり、年間約7,500万円の市費の負担増となり、学校給食無償化のための国や県の財源措置もありませんので、美祢市で、単独で将来にわたり実施することは、非常に厳しい状況であるところでございます。これについては、以前も御説明申し上げたところでございます。

本市では、令和6年度の2学期から学校給食センターの稼働を予定しているところでありますが、同センターの稼働開始に併せ、学校給食費の公会計への移行を考えております。

その際に、給食費の負担軽減策については、将来の財政状況も鑑みながら、また検討してまいります。

なお、令和4年度においては、市議会8月臨時会及び12月定例会において御議決いただきました食材費高騰対策としての給食費の保護者負担増を回避するための予算措置を行ったところでありまして、また、令和5年当初予算においても、同様に給食費の保護者負担増を回避するため341万4,000円を盛り込んでいるところでございます。

答弁としては、以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 学校給食の無償化は、本当に保護者の方の強い願いです。

7,500万円必要ということですが、何とか捻出をしていただいて、想像を超える人

口減少に歯止めをかけていただきたいと思います。

次に、学校のトイレに生理用品の常備についてお尋ねいたします。

小学校、中学校の女子トイレにトイレットペーパーと同じように、生理用品の常備はできないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好議員の御質問にお答えします。

小中学校の女子トイレに生理用品を常備することについては、令和4年6月の市議会定例会において、三好議員から御質問いただきましたので、教育委員会事務局から、学校規模に合わせた量の生理用品を配布したこと、設置場所については、校長の判断により、女子トイレや保健室に常備し、必要な児童生徒が自由に使えるように指示したこと、今年度も追加の配布をすることと答弁しております。

また、6月の時点での設置場所は、ほとんどの学校が保健室で、使用実績は約6割の学校において使用ゼロ、残りの約4割の学校でも若干数しか使用されておりました。

今回、改めて学校に照会したところ、全ての小中学校の――が保健室に常備し、保健室以外に6校がトイレにも常備、1校が女子更衣室にも常備していました。

各学校長に確認したところ、保健室に常備している理由は、本市は小規模校が多く、日頃から児童生徒と先生の距離が近く、悩み事などがあれば養護教諭に気軽に相談でき、必要があれば保健室に生理用品を受け取りに行ける状況であるということでした。

また、家庭の貧困などで児童生徒が困っている場合には、できるだけ早く大人が気づいて、必要な支援をすることが大切です。

そのためにも、生理用品の受渡しを通して、児童生徒や家庭の小さな変化を察知したいと考えています。

併せて、トイレや更衣室にも常備している理由などについて確認したところ、いわゆる生理の貧困対策として、生理用品をトイレに常備しているという報道を見て置いたという学校がほとんどでした。中には、実際に生活困窮家庭があり、その児童生徒が使いやすいように配慮したという学校もありました。

実際に、トイレなどに常備しての実感としては、置いてあるから使っているとか、忘れたから使ったという、本来の趣旨と違う状況が見られるとのことでした。

生理用品の女子トイレの常備については、各学校長の判断としており、これまで同様に、児童生徒の希望や学校の実情に応じて対応するよう指示してまいります。

今後も、生理用品を受け取りに来た児童生徒の様子や使用状況などを基に、支援の方法などについても適切に判断するよう、併せて指示したいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） これは、他市のアンケートですけれど、保健——以前から保健室に常備して生理用品を置いておったということなんです、アンケート——生徒たちに聞いてアンケートを取ったということなんです、トイレに置いてほしいというのが87%、保健室は1%、どちらでも良いというのが9%だったというアンケートの結果もあります。

そして、これは、他市の件——案の——他市からの——他市——他市の——他市ではなく、すみません、他県——他県の養護教諭の方——養護教諭の方のお話ですけれど、試行的に——試験的にトイレに生理用品を設置した際、トイレ用品——生理用品のケースの隣に張り紙をしたということです。「困ったときに遠慮しないで使用してください。使用後は保健室に連絡してください。」という張り紙です。大人に言われなくても自由に使えるようになった上で、使った後、保健所——室——保健室に来てほしいと呼びかけたということです。

中学生は、生理に関する知識や体験にも個人差が大きい——多いため、生理用品がなくて困っているだけではない、いろいろな悩みを抱えた子どもに気づききっかけを残しておきたい、そんな思いからだということです。先ほどの答弁にもありましたが、通じるところがあるようです。使った生徒たちは——この生理用品を使った生徒たちからは、保健室に来てくれるようになったそうです。

このように、トイレットペーパーと同じように、生理用品が当たり前にある——トイレットペーパーと同じように生理用品が当たり前にある環境にしたかったと言います。生理用品って、必要なときに必要なだけ使うものでしょう。大便をしたときにトイレットペーパーが——がなければ困ってしまうでしょう。それと同じだと思ったのです、ということでした。

特にこの先生は、特に周知はしなかったにもかかわらず、ナプキンが使われていたとのことです——生理用品が使われていたとのことです。

これまで気づいていなかった——トイレに常備したことで、これまでに気づいていなかった生徒の気持ちに寄り添えたのではないかと、手応えを感じていました。

このようなこと——他県の事例ですが、このトイレトペーパーと同じように常備している、この他県の事例、また、他市のアンケートにも、どのようにお考えでしょうかお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好議員の再質問にお答えします。

各校の保健室で対応している養護教諭は、日頃から児童生徒の様々な悩みなどの相談を受けるカウンセラー的な役割を果たしております。

そのため、養護教諭は研修などによりカウンセリングマインドを持って、相談者の話を聞き、来室者と対応するように心がけており、議員御指摘のような保健室に来る児童生徒が、敷居の高さを感じることがないように配慮しております。

先ほども答弁しましたとおり、コロナ禍における経済的困窮など、支援が必要な家庭については、児童生徒の僅かな変化をいち早く読み取って寄り添うことが、養護教諭を含め教職員にとっての大切な役割であるとも考えておりますので、今後も児童生徒が親しみやすい保健室の運営ができるよう、また、教職員が児童生徒にとって相談できる存在となるよう、学校に対して指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 養護教諭さんの今のお話がありましたが、他県の様子、先ほどお話ししましたが、トイレトペーパーを——すみません——あの——トイレにこの生理用品を置いたことで、それを使った生徒たちが保健室に来てくれるようになったという報告がありますので、よろしく願いいたします。

次の国民健康保険税の子どもの均等割の撤廃についてお尋ねいたします。

国民健康保険制度は、非正規雇用の労働者や自営業、農家——農業者らが加入する医療保険制度です。

これは、課税の中に世帯の人数分にかかる均等割というのがあります。この子どもの数に応じてかかる均等割額について、子育て支援の面からも、独自に減免する

自治体が全国でも広がっています。

政府も、自治体から強い要望を受けて、2022年度から小学校に入るまでの未就学児の均等割額を半額にする軽減制度が実施することになりました。

学校に上がりましたが、学校に通い始めてお金がかかるようになると、途端に均等割がはね上がってくるという、極めて不自由——不十分なものです。

とりわけ、国保の均等割は、子どもが生まれ、家族が増えれば増えるほど重くなる仕組みで——負担が重くなる仕組みです。このことは、子育て世代を直撃して、少子化対策にも逆行する制度となっています。

協会けんぽや他の健康保険には、子どもの保険料は課せられていません——保険税はかけられていません。子どもにかかる均等割をなくするべきではありませんか。お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

保険税の被保険者均等割は、全ての人——被保険者が等しく保険給付を受ける権利があるため、原則として世帯の人数に応じた保険税を御負担いただく制度であります。

また、国民健康保険は、職域保険のような事業主負担等の負担がないことや、低所得者の割合が高いことから、被保険者からの保険税収入のほか、国費や法に定められた額を一般会計から繰入れするなど、多くの費用を公費で負担しております。

子どもにかかる保険税の軽減措置は、本年4月1日から全世帯の未就学児を対象として、均等割額の5割を軽減しているところであります。

三好議員からは以前も御質問いただきましたので、今回、令和5年度予算編成において、改めて国に確認をさせていただきました。

そうしたところ、保険税を軽減する際、国の基準を超えて独自に保険税の減額賦課について、条例で定めることはできない仕組みである旨の回答を得たところであります。

しかしながら、三好議員が言われますように、子育て世代の経済的負担の軽減は重要と考えておりますので、子どもにかかる均等割保険税については、国——今申し上げましたように、国では制度——独自で条例制定をすることは——定めることはできない仕組みであるということでございます。

先ほど言われましたように、これについては、全国市長会を通して、国に対して今までも要望してきておった結果が5割減額という制度もスタートしたところでございます。

したがいまして、引き続き市長会などを通して、国に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 市長会で、国に言っておられるということです。もう一押しかと思えます。よろしくお願いします。

子どもにかかる均等割額は、美祢市の場合3万8,000円です。18歳未満は219人です。このうち未就学児——6歳までの保険料は半額が免除です。未就学児が51人ですから、負担をなくするのに、どのぐらいの財源が必要か試算してみました。これを掛け算をしてみますと735万3,000円で済みます。735万3,000円あれば無料にできます。

財源はということなんですけれど、2021年の決算では、国保の基金の残高七億五千五百万円——約——約7億5,500万円あります。これを1人当たりの十四——1人当たりに割ってみますと、1人当たりの基金というのが、何と14万4,892円になりました。基金を活用して、子どもの均等割額——均等割課税を廃止するべきではありませんか。

市長は、想定を超える人口減少と言っておられます。子どもが増えても負担が重くならない制度が必要なのではありませんか。

先ほど、市長ではできない——条例ではということなんですけれど、国保法の第77条には市長の判断で減免ができるとあります。市長の英断を期待いたしておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、よろしくお願いしますは要望ですか、質問ですか。三好議員。

○12番（三好睦子君） この基金を使って、減免ができないかどうかお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の再質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険法の第77条の減免でございますけど、これ、市町村長は条例等に基づき、保険料の減免や執行猶予を行うことができることとなっているわけでございますけど、この場合の減免措置っていうのは均等割を減額するといったものではございません。災害等のあった場合、また、大規模な被害を被られた方に対する徴収猶予であるとか、減免措置でありますので、この条例——77条に基づく減免は適切ではないというふうに思っております。

繰り返しになりますけど、保険税の均等割っていうのは、国の定める基準を超えて——均等割額の軽減については、国の定める基準を超えて、独自の条例による減額賦課はできない旨での回答を、国からいただいているところでございますので、制度の仕組みとして、子どもにかかる保険税均等割の撤廃はできないと考えております。

また、議員御指摘の国民健康保険の基金を活用したらどうかという御提案でございます。

今後、基金については、今、審査支払手数料も、今後、上げが予想されるところでございますし、保険給付費もどうなるか分からない状況でございます。

何よりも、国民健康保険制度の適切な運用として基金は活用してまいりたい——保険事業に活用してまいりたいと思っておりますので、基金を使ってでの均等割の減額っていうのは、現在のところ考えない——考えていないところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 国保の基金が七億——7億5,500万円あるんです。以前は2億円で——合併当時——合併——以前は二億五千万——2億5,000万円でしたが、最近7億円になっております。この——ということは、本当に国保の加入世帯は、厳しい生活を送って——厳しい状況にあると思います。

市長は、その判断でき——できないと言われてますが、減免制度、市長会でしっかりと行っていただきたいと思っております。

市長の言われる人口減少、歯止めかけるためにも、よろしく——市長会でしっかりとお願いいたします。

次の4点目ですが、移住・定住対策についてお尋ねします。

市長の市政方針にもありましたが——度々申し上げるようで申し訳ありません、

市長——想像を超える人口減少と著しい少子化と捉えておられます。

若いカップルが美祢市に住んでいただくことで、人口減少と少子化には、少しは歯止めがかかるのではないかと思います。

その施策である——の一つであるGO-ENプロジェクト推進事業の取組についてお尋ねいたします。

この3市共同のプロジェクトは、1年を経過しましたが、その状況についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 三好議員の御質問にお答えします。

本市では、人口減少や少子化の一因であります未婚化、晩婚化の課題に対応するため、今年度から、同様の課題を抱える萩市、長門市と連携した結婚支援事業、GO-ENプロジェクトを実施しております。

また、本プロジェクトでは、3市の連携による結婚に向けての様々なニーズに対応したきめ細かなサービスを提供することとし、マッチングやカップリングの可能性を広げるため、3市に結婚相談窓口であるGO-ENセンターを設置するとともに、婚活イベントやスキルアップセミナーの開催、結婚縁への気運醸成に取り組んでおります。

まず、GO-ENセンターの状況についてであります。

昨年7月に開設しましたGO-ENセンターは、本市では、市化石館横の市役所別館内に開設し、毎週火曜日と第2土曜日、第1日曜日に相談員が会員の相談や会員同士の出会いの支援等を行っております。

会員に登録できる方は、3市在住者及び結婚後に3市内に定住する意思のある20歳以上の独身者であり、3月1日現在の会員数は77人で、そのうち男性が60人、女性が17人と、女性会員が少ないのが現状であります。

また、7月から2月までの間に、GO-ENセンターにおいて御相談を受けた件数は、3市合わせて369件であり、お見合いの件数は25件となっております。

次に、婚活イベントやスキルアップセミナーの開催状況についてであります。

GO-ENプロジェクトでは、婚活イベントやスキルアップセミナーを、今年度は23回開催することとしており、既に終了しましたイベントやセミナーには、男女合わせて226人が参加されております。

また、イベントにおけるカップルの成立数は26組となっております。

このほか、ウェブサイトの作成やメールマガジンの配信、美祢市有線テレビによる動画放映、市内事業所への訪問等を通じて、GO-ENプロジェクトの広報に努めたところであります。

なお、センターの利用時間については、年末から平日に限り19時まで延長しております。さらに、4月以降は、利用者ニーズを踏まえて、開所日を火曜日から月曜日に変更することといたしました。

また、新たに会員のオンライン相談や会員でない方も利用できるお試しオンライン相談にも取り組むこととしております。

併せて、会員の登録料を、引き続き、新年度も無料とし、女性を対象としたイベントも開催することとしております。

今後も、これらの取組を通して、GO-ENセンターの会員の増加に努め——努めるとともに、成功に至るまでの支援を通して、若者定住の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） GO-ENプロジェクトのチラシには、会員は4月——4年度までは無料とありますが、5年度も引き続きあるということですね。

チラシはちょっとやり替えんと——までですね、よろしくお願いします。

それで、私は、人口減少や少子化の大きな原因には、その——先ほども言いましたが、この大きな原因は、政府が自由な働き方と言って非正規雇用を増やした、その結果だと思います。その結果、経済的に不安定で、制度——生活設計の将来設計ができないということが考えられます。

結婚しても、日々の生活や不安、また、出産、子育てに不安だと結婚に踏み切れないということがあると思います。市長はこうした今の社会現象、こうした状況について、どのようにお考えでしょうか。今後についてもお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えします。

通告にありませんでしたので、ちょっと、はい。今の状況をどう考えるかということでございます。

確かに、いろいろな少子化、また、未婚化は大きな要因があろうかと思えます。

国のほうは、本当に日本で残念だったのは、本当に第三次ベビーブームがなかったことだと思います。その世代と本当に就職氷河期が重なったということもござい
ますし、その年代の社会経済情勢も悪かったということもあろうかと思えます。

なおかつ、やはり、マスコミ等、子育てで何千万円かかるとか、そういったネガ
ティブな情報も多くあったのも事実だろうと思えます。

そして、何よりも、子育ての有意義さ、楽しさ、本当に人生を豊かにしてくれる
っていうことを、国民——大人が若い世代に伝えなかったことも一因ではなかろう
かと思えます。

そういったいろいろな複合的な要因が、今の少子化を招いているというふうに認
識しております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 次に、移住——移住・定住施策の中の市営住宅の入居条件の
緩和についてお尋ねします。

昨年になりますが、市営住宅に入居したいという2組の相談を受けました。市か
ら、数か月後に結婚するという前提がないと入居できないという旨の返答をいただ
きました。その後、数か月して、1組は入居されましたが、1組は山口市に住居を
求めて、美祢市から転出されたと聞きました。一人でも多く美祢市に住んでいただ
きたかったのに残念です。

生きていくのに今の時代、パートナーの形は入籍前の同棲であろうが、LBGT等の
同性婚であろうが、入居条件を緩和すべきと思いますが、お考えをお尋ねいたしま
す。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 三好議員の御質問にお答えします。

公営住宅法上、市営住宅は低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の
安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、入居者資格は、美祢市営
住宅条例第6条第1項第3項に入居することができるものとして、その者、または
その者に現に同居し——その者と現に同居し、もしくは同居しようとする親族、こ
こで、括弧書きで婚姻の届けをしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの、

そのほか婚姻の予約者を含むがあること、としております。

事実上、婚姻関係については、市営住宅入居の申込みの際に、必要な住民票の続柄欄の妻（未届）、夫（未届）と記載を確認することとしております。

議員御質問の同性カップル等、これはLGBTQ+のカップルへの入居についてであります。本市においては、現時点では、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするパートナーシップ制度を導入していないため、結婚に相当する関係とする証明書の発行がされないことから、市営住宅の入居要件である同居親族の確認ができませんので、対象となりません。

現在、国において、性的マイノリティに関する法制度の協議が——議論がなされていることから、市としましては、同性パートナーを同居親族として認めるかどうかにつきましては、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 今の時代、形が——結婚の形が変わっております。LGBTとかいろんな——また、よくあまり——あまり好きではないんですけど、同棲前の男——男女が、テレビとか——ドラマにもあるんですが、同じ部屋をシェアして一緒に住んでいると、そういったこともあるんですけど、時代の流れの変化があるようですが、同性婚——LGBTのほうの同性婚については、もうこうした国のほうでも認められておりますし、しっかりと美祢市でも対応していただきたいと思います。

そういう方たちは、今、公営住宅に入れないということなんですけれど、民間住宅が少ない美祢市においては、また、公営住宅の空き部屋が多いので、やはり、こういう規制を緩和していただきたいと思います。

以上、4点について述べましたが、美祢市の将来像、市長が掲げておられます「若者・女性・地域が輝き」と「子どもの笑い声が響く」、特に、この子どもの笑い声が響く、そうしたところをしっかりとしていただきたいと思います。

昨日の同僚議員の中で、文化——また、文化行事とかに子どもたちが参加できるようにということを聞きながら想像していたんですけど、子どもたちが楽しくその文化行事——音楽とかスポーツとかに楽しく参加している。たくさん子どもたちが——子どもたちが増えて——たくさん子どもたちが参加して、笑い声が響いている、そういうことを想像しながら聞いていたんですけど、それを実現していただ

けるように、よろしくお願いを申し上げまして終わります——質問——私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、これにて通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後0時01分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月14日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃